

公的年金は あなたの 生涯のパートナー

国民年金などの公的年金は、老後の保障だけでなく、万が一の事故やケガなどで一家の働き手を失ってしまったり、障害を負ってしまった場合などにも、年金を受けられることで安定した生活を送れるように社会全体で支えあう制度です。



4月より国民年金制度の一部が変更になります。

① 4月から国民年金保険料が月額13,580円になります。(年額162,960円)

② 保険料の口座振替による早割制度が創設されます。

| 納付方法 | | 納期限 | 納付額 | 1年分の割引額 |
|------|----------|---------------|------------------------------------|-----------|
| 現金納付 | 毎月納付 | 翌月末日 | 162,960円 | — |
| | 1年分前納 | 4月末日 | 160,070円 | 2,890円の割引 |
| | 半年前納 | 4月末日 10月末日 | 80,820円×2回(上半期・下半期) 1回あたり660円割引 | 1,320円の割引 |
| 口座振替 | 毎月納付 | 翌月末日 | 162,960円 | — |
| | 毎月納付(早割) | 当月末日 | 毎月40円割引 | 480円の割引 |
| | 1年分前納 | 4月末日 | 159,540円 | 3,420円の割引 |
| | 半年前納 | 4月末日 10月末日 | 80,550円×2回(上半期・下半期) 1回あたり930円割引 | 1,860円の割引 |

※口座振替の申込

- 申込用紙は各金融機関、七尾社会保険事務所、市役所国民年金係・各支所にあります。
- 口座振替の「毎月振替」や「早割制度」を希望される場合、いつでもできます。
- 4月分保険料からの早割制度を希望される場合、3月31日までに七尾社会保険事務所へお申し込みください。

(注) 現在、毎月振替で納付されている方も、早割制度を希望される場合には、新たに申込が必要です。

- 1年前納を希望される場合、3月31日までに七尾社会保険事務所へお申し込みください。
- 半年前納を希望される場合、3月31日までは、9月30日までに七尾社会保険事務所へお申し込みください。

③ 30歳未満で保険料の納付が困難な方に、若年者の保険料納付猶予制度が創設されます。

④ 第3号被保険者の届出もれ期間について特例届出制度が創設されます。

⑤ 国民年金に任意加入していなかったため、障害年金が受けられなかった方に特別障害給付金制度が創設されます。

※お問い合わせ先

本庁 市民課 国民年金係 ☎53-1265
七尾社会保険事務所 ☎53-6511